

## 【記載例】表面のつづき

### ⑮ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合、その金額をご記入ください。

＜住民税の地震保険料控除の計算方法＞

地震保険料控除	
年間の支払保険料等[A]	控除額
～ 50,000円	[A]×1/2
50,001円 ～	限度額25,000円

旧長期損害保険料(平成18年末までに契約)	
年間の支払保険料等[A]	控除額
～ 5,000円	全額
5,001円 ～ 15,000円	[A]×1/2+2,500円
15,001円 ～	限度額10,000円

#### （⑮の記載例）

⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	2,460	旧長期損害保険料の計	
-----------	---------	-------	------------	--

### ⑯ 寡婦(寡夫)控除

あなたが寡婦(寡夫)である場合、記入してください。

区分		控除額
寡婦	夫と死別後、再婚していない人や夫の生死不明の人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人	26万円
	夫の死別・離婚後、再婚していない人や夫が生死不明の人で、扶養親族や他の納税義務者の扶養親族等にされていない総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいる人	26万円
	※特別寡婦(上記のなかで、扶養親族である子を有しかつ前年中の合計所得金額が500万円以下の人)	※特別30万円
寡夫	妻の死別・離婚後、再婚していない人や妻の生死不明の人で、生計を一にする前年中の総所得金額等の合計が38万円以下の子を有し、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下の人	26万円

#### （⑯の記載例）

⑯～⑰	⑯ <input checked="" type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 寡婦(寡夫)、 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還
-----	---	--

### ⑰ 勤労学生控除

あなたが学生であり、合計所得金額が65万円以下(不動産・利子・配当などの勤労によらない所得が10万円以下)の場合に控除されます。

#### （⑰の記載例）

⑰ <input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	〇〇大学
---	------

### ⑱ 障害者控除 ※対象者の個人番号の記入が必要です。

あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合に控除されます。

あなたとあなたの配偶者の状態については⑱の欄に記入し、扶養親族分については㉑の欄に記入してください。  
※16歳未満の扶養親族についても、障害者控除は適用されます。

内容	控除額
あなたやあなたが扶養している親族に障害がある場合	26万円
身体障害者手帳の1,2級、精神障害者保険福祉手帳の1級、又は療育手帳のAなどの重度の障害がある場合	30万円
特別障害者に該当する人が同居の場合	53万円

#### （⑱記載例）本人・配偶者の場合

⑱ 障害者控除 (本人・配偶者用)	本人	障害の程度	身体・精神 3 級 療育・他	配偶者	障害の程度	身体・精神 級 療育・他
----------------------	----	-------	-------------------	-----	-------	-----------------

#### （㉑の記載例）扶養親族

2	フリガナ 氏名		生年月日	明・大 昭・平	続柄	
	個人番号		控除額		万円	
同居・別居の区分		<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居	障害の程度	身体・精神 2 級/療育・他	

### ⑲ 配偶者控除 ※対象者の個人番号の記入が必要です。

あなたが生計を一にする配偶者(合計所得金額が38万円以下)を扶養している場合に控除されます。

納税義務者の前年の合計所得金額	控除額	
控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円

### ㉑ 配偶者特別控除 ※対象者の個人番号の記入が必要です。

あなたが生計を一にする配偶者(合計所得金額が38万円超123万円以下)を扶養している場合に控除されます。

配偶者の前年合計所得金額	納税義務者の前年の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

配偶者控除、配偶者特別控除、事業専従者控除は、それぞれ重複して控除できません。

#### （⑲⑳の記載例）

⑲～㉑	フリガナ 氏名	ブンゴ ハナコ 豊後 花子	生年月日	明・大 昭・平 26.3.3	配偶者の合計所得金額	250,000
配偶者控除	配偶者	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
配偶者特別控除						

### ㉑ 扶養控除 ※対象者の個人番号の記入が必要です。

あなたが生計を一にする親族(合計所得金額が38万円以下)を扶養している場合に下表の該当金額が控除されます。  
※事業専従者控除と重複して控除することはできません。  
※年少扶養は控除額はありませんが、非課税判定に必要ですので記入してください。

種類	控除額	
一般扶養	16歳以上19歳未満 (平成12年1月2日～平成15年1月1日生)	33万円
	23歳以上70歳未満 (昭和24年1月2日～平成8年1月1日生)	
特定扶養	19歳以上23歳未満 (平成8年1月2日～平成12年1月1日生)	45万円
70歳以上の扶養親族 (昭和24年1月1日以前に生まれた人)	同居老親等以外の人	38万円
	同居老親等	45万円
年少扶養	16歳未満 (平成15年1月2日～平成30年12月31日生)	無し

#### （㉑の記載例）

1	フリガナ 氏名	ブンゴ ダイチ 豊後 大地	生年月日	明・大 昭 6.10.12	続柄	子
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	控除額	33	万円	
同居・別居の区分		<input type="checkbox"/> 同居	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	障害の程度	身体・精神 級/療育・他	

### ㉑基礎控除

すべての申告者に適用します。

## 平成31年度 市民税・県民税申告書 (兼 国民健康保険税・後期高齢者医療保険・介護保険料)

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。	6 給与所得の内訳				7 事業・不動産所得に関する事項				
	月	日給	勤務日数	月収	所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
	1			50,000	営業	豊後大野市三重町××	1,000,000	589,000	
	2			50,000	不動産	豊後大野市三重町××	480,000	110,000	
	3			50,000					
	4			50,000					
	5			50,000					
	6			50,000					
	7			50,000					
	8			50,000					
	9			50,000					
	10			50,000					
	11			50,000					
12			50,000						
賞与等				0					
合計				600,000					
勤務先所在地	豊後大野市精方町〇〇								
勤務先名	有限会社〇〇								
電話番号	0974-00-0000								
8 配当所得に関する事項									
配当所得の種類		支払確定年月	収入金額	必要経費					
					国外株式等に係る外国所得税額				
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項									
種 目		収入金額	必要経費						
1 0 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項									
		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)			
総合譲渡	短 期					イ			
	長 期					ロ			
一 時						ハ			
						ニ			
		右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のクに、ハの金額を表面のサに記入してください。							
		右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。		合計	イ+	[(ロ+ハ)×1/2]			
1 1 事業専従者に関する事項									
フリガナ 氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除)額						
1									
フリガナ 氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除)額						
2									
フリガナ 氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除)額						
3									
所得税における青色申告の承認の有無				合 計 額					
1 2 別居の扶養親族等に関する事項									
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4						
1	豊後 大地	住所	大分市大手町××						
フリガナ 氏名	個人番号								
2		住所							
フリガナ 氏名	個人番号								
3		住所							
1 3 事業税に関する事項									
都道府県、市区町村名									
住所地の共同募金会、日赤支部									
条例指定分	都道府県								
	市区町村								
非課税所得など		所得金額							
損益通算の特例適用前の不動産所得									
事業用資産の譲渡損失など		資産の種類 損失額、戻入損失額(円)							
前年中の開廃業		開始・廃止 月 日							
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等									
1 4 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項									
特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。									
配 当 割 額 控 除 額									
株式等譲渡所得割額控除額									
その他の事項									
配当に関する住民税の特例									
農業	労働内用年	免税所得							
備考									

## 【記載例】裏面

### 6 給与所得の内訳

平成30年中に給与収入のある人で、源泉徴収票がない人は記入してください。

合計金額を申告書表面の「カ」に記入してください。

### 7 事業・不動産所得に関する事項

平成30年中に事業・不動産による収入がある人は、収入・必要経費を記入し、所得金額を算出してください。収入金額と所得金額は種類ごとに申告書表面のアイウ①②③にそれぞれ記入してください。

作成の際に収支内訳書の用紙が必要な場合は、税務課・各支所の窓口までお越しください。

### 8 配当所得に関する事項

合計の収入金額を申告書表面の「オ」、所得金額を「⑤」に記入してください。

### 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

合計の収入金額を申告書表面の「ク」、所得金額を「⑦」に記入してください。

### 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

イロハの金額をそれぞれ申告書表面のケコサに記入してください。

特別控除額は総合譲渡、一時所得ともそれぞれ最大50万円です。

### 11 事業専従者に関する事項

事業専従者がいる場合はこの欄に記入してください。

※事業専従者とした人は扶養控除することはできません。